

## 報告事項2（周知・報告）

令和4年度（令和5年1月1日以降同年3月31日まで）における  
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月24日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

## 令和4年度における教職員の懲戒処分の状況について

### 1 報告期間

令和5年1月1日から同年3月31日まで

### 2 概 要

期間中、17件（18名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	0 [1]	2 [1]	9 [3]	0 [0]	11 [5]
支援学校	0 [0]	2 [1]	1 [4]	1 [0]	4 [5]
中学校	1 [0]	0 [2]	1 [2]	1 [0]	3 [4]
小学校	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合 計	1 [1]	4 [4]	11 [9]	2 [0]	18 [14]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	0 [1]	2 [1]	4 [4]	1 [0]	7 [6]
公金公物関係	0 [0]	2 [1]	7 [5]	1 [0]	10 [6]
公務外非行関係	1 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [0]
交通法規違反等	0 [0]	0 [2]	0 [0]	0 [0]	0 [2]
合 計	1 [1]	4 [4]	11 [9]	2 [0]	18 [14]

#### (1) 一般服務関係…7件（7名）

##### ①体罰…2件（2名）

##### ア 府立高等学校 男性教諭（64歳）『減給3月』

令和4年9月15日、男子生徒2人に対して、胸ぐらを掴む、頬を手の平で軽く叩く、髪の毛を掴む体罰を行った。

〔管理監督責任〕

校 長（59歳） 厳重注意

##### イ 府立高等学校 男性教諭（46歳）『減給6月』

令和4年6月から令和5年2月にかけて、生徒を指導した際、両手で両肩を押す体罰等を行った。

〔管理監督責任〕

校 長（54歳） 訓告

##### ②生徒への不適切な指導等…2件（2名）

##### ア 府立支援学校 男性教諭（54歳）『停職6月』

児童に対し、指導に従わせるため、段ボールカッターを見せて怖がらせ、

大人しくさせる行為を行った。

また、無許可で狂言に13回出演して約24万円の報酬を得るという兼業を行い、うち5回は、病気休暇及び病気休職中の行為であった。

[管理監督責任]

校長（62歳） 訓告

イ 府立支援学校 男性講師（62歳）『停職1月』

令和4年10月頃から11月28日にかけて、給食時間中に生徒の食事介助等を行う際、不適切な給食指導を行った。

③生徒へのセクハラ…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性臨時実習助手（27歳）『減給1月』

放課後に女子生徒に実習室の整備を手伝わせていた際、不適切な発言を行うなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えた。

[管理監督責任]

校長（58歳） 厳重注意

④教職員へのセクハラ…1件（1名）

・ 市立中学校 男性校長（57歳）『減給3月』

勤務校の女性教員に対して、肩を撫でたり、不適切な発言を行うなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えた。

⑤管理職による不適切な対応…1件（1名）

・ 市立中学校 男性校長（60歳）『戒告』

学校におけるいじめの早期発見や防止等に対する取り組みが不十分であり、また、生起したいじめ事案に対し、適切に対処しなかった。

(2) 公金公物関係…9件（10名）

①通勤手当の不正受給等…8件（9名）

ア 府立高等学校 男性講師（44歳）『減給1月』

令和4年5月から10月までの間のうち4月（5月、7月、8月、10月）について、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

イ 府立高等学校 女性講師（24歳）『減給1月』

令和4年5月から11月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

**ウ 府立高等学校 男性教諭（34歳）『減給6月』**

令和4年2月から同年3月にかけて、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして虚偽申請を1回行い、旅費を不正に受給した。

さらに、令和2年6月から令和4年3月にかけて、特別休暇の虚偽申請を5回行い、合計11時間50分、休暇を不正に取得した。

**[管理監督責任]**

校長（61歳） 厳重注意

**エ 府立高等学校 男性講師（実習担当）（63歳）『停職1月』**

平成24年8月7日から令和5年1月31日の約10年6月間、常態的に認定外の自動車通勤、無許可の校内駐車、旅費の不正受給をしたほか、勤務時間中に合計10回（約4時間）、職場離脱を行った。

**[管理監督責任]**

准校長（61歳） 厳重注意

前准校長（58歳） 厳重注意

**オ 府立支援学校 女性講師（25歳）『減給1月』**

**府立支援学校 男性教諭（25歳）『戒告』**

講師は、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、教諭の運転する自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

教諭は、通勤認定を受けていた自身の自動車に講師を同乗させ、講師の通勤手当の不正受給を生起させた。

**カ 府立高等学校 女性教諭（50歳）『減給3月』**

令和2年6月から令和4年2月にかけて、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして虚偽申請を1回行い、旅費を不正に受給した。

**キ 府立高等学校 女性教諭（61歳）『減給1月』**

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

ク 府立高等学校 男性教諭（62歳）『減給1月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、一部区間について、許可を得ずに自動車通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして虚偽申請を2回行い、旅費を不正に受給した。

②出張旅費の不正受給…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性教諭（34歳）『停職1月』

令和元年6月から令和4年10月までの3年4か月間、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして、虚偽申請を合計95回行い、合計約5万円の旅費を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（63歳）厳重注意

前校長（58歳）厳重注意

前校長（61歳）厳重注意

(3) 公務外非行…1件（1名）

①児童買春…1件（1名）

・ 市立中学校 男性教諭（36歳）『懲戒免職』

令和4年5月、SNSで知り合った女子高校生に対し、現金3万円を渡して児童買春を行った。

### 3 府教委の主な取組み

- 令和5年度「小学校初任者研修」、「中学校初任者研修」、「府立学校初任者研修」、「新規採用者研修」において、服務等の理解を通して公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和5年4月6日から **Web** 配信方式により実施）。
  
- 令和5年度「府立学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示した（令和5年4月21日実施）
  
- 令和5年度「小・中学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示する（令和5年5月11日から **Web** 配信方式により実施）。
  
- 令和4年度に盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が多数生じたことを踏まえ、新たに教職員研修に医学的・心理的アプローチを取り入れ、教職員自らが気づき、不祥事につながる行動を抑止することを目的とした精神科医等の専門家による研修会を令和5年度中に予定。

■令和4年度 懲戒処分の内訳(令和5年1月1日～同年3月31日)

(単位:人)

		R4年度										R3年度																																
		高校		支援学校		中学校		小学校		R4年度合計					高校		支援学校		中学校		小学校		R3年度合計																					
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別合計														
一般服務関係	体罰		2											0	0	2	0	2										0	0	1	0	1												
	児童生徒へのわいせつ・不適切指導 ・不適切行為(セクハラ)		1		2										0	2	1	0	3									0	0	0	0	0												
	教職員への不適切行為(セクハラ)							1							0	0	1	0	1									0	0	0	0	0												
	職務専念義務違反														0	0	0	0	0	1	1			1				1	1	1	0	3												
	営利企業への従事等制限違反														0	0	0	0	0		1							0	0	1	0	1												
	虚偽報告														0	0	0	0	0		1							0	0	1	0	1												
	管理職による不適切な対応							1							0	0	0	1	1									0	0	0	0	0												
公金公物関係	手当等の不正受給	2	6		1	1								0	2	7	1	10			1	4		1				0	1	5	0	6												
公務外非行関係	児童買春						1							1	0	0	0	1										0	0	0	0	0												
交通事故・ 交通法規違反	交通法規違反													0	0	0	0	0					2					0	2	0	0	2												
校種・種別ごとの合計		0	2	9	0	0	2	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4	11	2	18	1	1	3	0	0	1	4	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	4	9	0	14
校種別合計		11		4		3		0		18					5		5		4		0		14																					

**教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和4年度】**

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計	
件数	25	11	12	3	51	
種別	免職	停職	減給	戒告	計	
一般服務関係	児童生徒への体罰・不適切な指導		2	4(1)	6(1)	
	児童生徒へのわいせつ・セクハラ・不適切な行為	8(5)		1	9(5)	
	教職員へのセクハラ行為			1(1)	1(1)	
	営利企業従事制限違反			1	1	
	休暇等の虚偽申請・入力	1		1	1	3
	職務専念義務違反・管理職への暴言		1(1)	1		2(1)
	管理職による不適切な対応				1(1)	1(1)
公金公物関係（着服、手当等不正受給）		3(1)	10(1)	1	14(2)	
公務外非行関係	窃盗	2	1		3	
	盗撮・児童買春・痴漢	5(2)			5(2)	
	大麻取締法違反	1			1	
	傷害・暴行			1(1)	1	2(1)
交通事故・交通法規違反	1(1)				1(1)	
監督責任			2		2	
<b>合計</b>	<b>18(8)</b>	<b>7(2)</b>	<b>22(4)</b>	<b>4(1)</b>	<b>51(15)</b>	

**教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和3年度】**

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計	
件数	17	9	13	2	41	
種別	免職	停職	減給	戒告	計	
一般服務関係	児童生徒への体罰・暴行			4(1)	1	5(1)
	児童生徒へのわいせつ・セクハラ・不適切な行為	3(2)		2(2)		5(4)
	教職員へのわいせつ行為	1(1)				1(1)
	営利企業従事制限違反			3		3
	認定外通勤等			2		2
	不適切な会食への参加				2	2
	休暇の虚偽申請	1(1)	1			2(1)
	職務専念義務違反	1	1	1(1)		3(1)
	管理職の虚偽報告			1		1
公金公物関係（着服、手当等不正受給）	1(1)	2	8(1)		11(2)	
公務外非行関係	窃盗	1(1)			1(1)	
	盗撮	1(1)			1(1)	
	ストーカー規制法違反		1(1)			1(1)
交通事故・交通法規違反	1	2(2)			3(2)	
<b>合計</b>	<b>10(7)</b>	<b>7(3)</b>	<b>21(5)</b>	<b>3</b>	<b>41(15)</b>	

※（ ）内は府費負担教職員数で内数。政令市、豊能地区教職員を除く。